

東京都内の区市町村より

豊島区に転入された妊婦の方へ



- ◎ 母子健康手帳は、前住所地で交付を受けたものを継続してお使いください。
住所欄に豊島区の住所をご記入ください。
- ◎ 妊婦健康診査受診票、妊婦超音波検査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票、新生児聴覚検査受診票、産婦健康診査受診票、1か月児健康診査受診票は、前住所地で交付を受けたものを継続してお使いください。
住所欄は豊島区の住所をご記入ください。
 - ※ 産婦健康診査・1か月児健康診査に関して、豊島区では令和8年10月1日以降の受診から公費助成の対象となりますのでご注意ください。
 - ※ 同封の妊婦さんへのごあんないの「妊婦健康診査」の項目をご参照ください。
- ◎ 前住所地で交付を受けた妊産婦歯科健康診査受診票はお使いできません。
新たに豊島区妊産婦歯科健康診査受診票と実施歯科医療機関名簿をお渡しします。
受診票の注意事項を確認し、実施歯科医療機関名簿に記載された歯科医院に予約の上、受診してください。
- ◎ 東京都外の医療機関・助産所で妊婦健康診査を受診したため、受診票が使用できなかった場合の健診費用の助成について
 - ・豊島区に転入後に受診した健診費用：ご出産後1年以内に、豊島区の下記窓口で手続きしてください。
 - ・豊島区に転入する前に受診した健診費用：前住所地にお問い合わせください。※同封の「里帰り出産等妊婦健康診査助成金及び新生児聴覚検査助成金のお知らせ」をご参照ください。
- ◎ 赤ちゃんが生まれて名前が決まったら、同封の出生通知票（赤ちゃん訪問のはがき）で赤ちゃん訪問の手続きをしてください。

【お問い合わせ】

○健康推進課 ☎ 03-3987-4173 ○長崎健康相談所 ☎ 03-3957-1191